

2013年 12月議会を終えて

日本共産党広島市会議員団

団長 中原ひろみ

広島市議会12月定例議会には、15億6985万の補正予算と、広島市立4病院を2014年4月から地方独立行政法人に移行する6件の条例、国民健康保険料の算定方式を所得税方式に変更する条例を始め、148施設の指定管理者の指定替えなど171件の議案が上程された。

市議団は、公立病院の地方独立行政法人化は「独立採算制」のもと「経営効率化」が史上命題とされ、不採算部門の切り捨て、市民サービス後退が懸念されるとして反対した。

国民健康保険料の算定方式を所得税方式に変更する条例については、多人数世帯や障害者世帯など低所得者世帯の保険料を現在の20万円から39万円へと2倍に急増させ、加入世帯の56%にあたる約94000世帯の保険料を跳ね上げることは、命を守る自治体の責任を放棄するものだとして反対討論を行った。

また、12月議会には不要・不採算・災害の危険性が大きい広島高速五号線建設事業費を140億円も増額する一方で、遺児福祉手当を廃止する議案が提案された。市会議員団は、収支不足を理由に、子育て支援のわずかな予算を削りながら、巨大開発は聖域という税金の使い方は認められないとして遺児福祉手当の存続と高速五号線建設の中止を求めた。

一般質問では、安倍自公政権が暴走を強める社会保障を解体させる社会保障プログラム法を告発をしつつ、国保、介護、生活保護、保育の分野において広島市独自の支援策を講じ、国の悪政の防波堤となることを求めた。また、希代の悪法特定秘密保護法について市長の認識を質したが、「国において適正な運用が図られるものと認識している」との答弁であった。この答弁は、憲法を蹂躪する秘密保護法の危険な本質を見ず、国に追随するものであり、先の9月議会でも憲法改定の認識を問われ、「為政者は憲法を順守する義務を負う」との市長自らの言葉にも反するといわねばならない。

議会内でも特定秘密保護法の適正な運用を求める意見書が社民党・民主党など8人の議員から提出された。日本共産党市会議員団は、適正な運用をあれこれ検討しても、国民の知る権利や表現の自由を奪い、憲法が保障した国民主権平和主義・基本的人権を踏みにじるという危険な本質が変わることはなく、秘

密保護法は廃案にすることこそ適正であるとの立場から、市議団独自に特定秘密保護法の廃案を求める意見書を提出した。採決の結果、どちらの意見書も賛成少数で不採択となったが、日本共産党市議団が提出した廃案を求める意見書には、無所属議員2名が賛同した。

なお、今議会に上程されてはいないが、広島市は「留守家庭子ども会」の有料化や子どもの医療費補助、パスピーの縮小に加え、「障がい児通園施設利用者」の食費負担助成の廃止など、新たに9件の見直しの対象事業が提案されている。また、一方で建設費が500億円以上も必要となるアストラムライン整備の検討も進められている。さらに、安佐市民病院の建て替え問題では、現地建て替えか、他地区（荒下）かで地元が対立するなどの状況もある。

市議団は、市民の声をしっかり受けとめ、市民生活を犠牲した巨大開発の動きに注意を払いつつ、市民の福祉・暮らしを守る自治体の本来の役割を果たす広島市市政への転換に向けて力を尽くす。